

陳情第3号

後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情書

(陳情趣旨)

経済的な理由により、必要な受診ができない高齢者が増えています。総務省の「平成29年家計調査報告」によると、高齢夫婦無職世帯では、生活費などが毎月約5万5千円不足し、貯金を取り崩して生活せざるを得ない状況が明らかです。また、「平成28年国民生活基礎調査」では、「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%にのぼるといふ実情です。

こうした下で、6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針2018)では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」とされました。

具体的には、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割にする議論が始まっています。

年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。

全国保険医団体連合会が実施した「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割への引き上げは「受診抑制につながる」と回答しています。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念の声も出されています。

また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。

以上の趣旨により、下記事項について陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 国と関係省庁に対し、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を提出してください。

2019年1月25日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第5号

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節税するところがない」と悲鳴が上がっています。東京商工リサーチの企業へのアンケート調査では、消費税増税を「延期・中止すべき」が49.5%と半数を占め、増税で景気が「悪くなる」と懸念する企業は57.8%に達し、中小企業の6割が消費税増税の準備をしていないと回答しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまでも行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円=1世帯あたり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス(適格請求書)制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

平成 3 1 年 2 月 4 日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第6号

流山市障害者福祉手当の見直しについての陳情書

(趣旨)

平成28年度に実施された福祉手当制度の一部改正は、流山市における身体・精神・知的の各障害者を一元化して、現金給付を廃止することでありました。その結果、障害者福祉サービスは充実し、家庭・家族の負担も軽減されました。

一方、見直しによって生まれる財源は、持続可能なサービスの維持と将来に向けて必要となる新しい障害者福祉サービスの充実に生かすとなっていましたが、まったく根拠が薄いと考えております。

障害者は大きく3種類に分かれているのに、一元化で考えるのは不可解です。なぜなら、各サービスを受けることができる方とできない方、各介護施設に入ることができる方とそうでない方に分かれていることの配慮も不十分です。これでは、福祉サービスが拡充したごとく説明がなされていますが、結論は我々弱い立場の障害者の手当金を市の財源を確保することに集中していることに他ならないと考えます。財源を確保するにはまず、弱い立場の我々障害者に寄り添った上で、次の項目について陳情します。

(項目)

- 1 障害者の現金給付を改正するとき、一元化ではなく身体・精神・知的のそれぞれの特色を優先して考えるべきである。
- 2 介護サービス、デイサービス、施設入居者等で現金支給から移管された方はよいが、その他の各サービスの利用者で移管できない障害者には、現状どおり現金給付が望ましい。
- 3 今までの前例踏襲の考えを改めて、その時代に沿ったものの考えを貫いていただきたい。

上記1から3の項目について改善を要求します。

平成31年2月4日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様